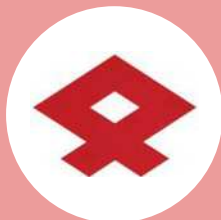


事例 1



多度津町

要旨・ポイント

安全衛生に係る的確な人材の選任とそれぞれの役割の明確化、安全衛生委員会の有効活用など、今回のメインテーマである「安全衛生管理体制」が充実し、その結果、職員の健康と安全への支援の成果がメンタルヘルス関連長期病休者数（10万人率）や医療費への好影響、安全衛生についてのよい風土醸成につながっています。

多度津町の「安全衛生管理体制」の特徴的な取り組み

第一に挙げられることは、安全衛生部門の組織的な位置づけです。一般的に安全衛生部門は総務部門に属することが多いのですが、多度津町では独立して町長公室に位置づけされています。これは町としての安全衛生への姿勢を示していると考えられます。

第二は平成3年度という早い時期から、町長公室に衛生管理者として専任の保健師が配属され、2代目、3代目と受け継がれていることです。歴史を辿ると3人の保健師が法令遵守はもとより、それぞれの時代に合わせた安全衛生施策を専門職として提言し、その実現に向けて町長公室長をはじめ事務職スタッフと協働して成果をあげています。

第三は産業医の「必要にして十分な支援」が得られていることです。多度津町の産業医は、近くの開業医ですが、週に何回という形式的な出勤回数での契約ではなく、産業医として必要な業務すべてを委託するという形をとっています。多度津町は造船業をはじめ、多くの企業がありますので、この産業医は、このうちのいくつかの企業の産業医も務めており、民間での良好活動も随時情報提供して下さるとのことです。

第四は健康栄養相談の相談員として管理栄養士への業務委託が挙げられます。地方公共団体では外部の保健専門職を活用することは難しいとのことですが、多度津町ではそれが実現していることです。

安全衛生に係る人材の選任状況と役割、それぞれの活動の評価

「多度津町職員安全衛生管理規程」（以下「規程」という。）第3章に総括安全衛生管理者、衛生管理者、衛生推進者、産業医の選任・役割が明示されています。なお、多度津町の場合、安全管理者は法定の業種で常時50人以上の労働者を使用する事業場に相当しないことから、

規程にも触れられていません。

総括安全衛生管理者は副町長がその役割を担い、具体的な役割は、衛生管理者など安全衛生に携わる者を指揮することとされています。活動の活性化は、公室長補佐である保健師（衛生管理者）（以下「衛生管理者」という。）によると、10点満点中8点ということですが、不足の2点の主な理由は、「色々任せていただきありがたいのですが、現在の安全衛生活動について、さらに率直な意見で導いてほしい」との願いがこもっているとのことでした。筆者はこのことを伺い、この2点は評価者の仕事为上層部に受け入れられており、3代にわたる職域保健師の努力が実っていることを表しており、ある意味、意義ある評点だと思いました。

衛生管理者は多度津町では職域保健師がその役割を担っています。具体的な役割は、規程上、衛生に係る技術的事項を管理することとされています。しかしながら、この度のヒアリングを通じて実感しましたことは、実質的には看護専門職である保健師としての役割を存分に発揮しておられました。つまり、きめ細やかな個別支援に加えて、集団・組織への働きかけ、安全衛生委員会の活性化、役場内だけでなく外部の資源の有効活用（コーディネート力の発揮）といったものです。活動の活性化を伺いましたところ、5点とのことでした。こんな立派な活動にこの評価とは？と思いましたが、ご自分の活動は往々にして謙遜を含めて、低く評価する傾向があることから、僭越ながら、筆者が評価させていただきますと、満点の10点をはるかに超える活動だと思えます。

衛生推進者は各所属から選出され、職員組合により推薦された職員がその役割を担います。規程には具体的な役割として、衛生管理者の指揮のもとに担当するとされており、現在15名の衛生推進者が活動しています。職員数194名のうち、約1割の方がその役割を担っていることは、役場の隅々まで安全衛生活動が行き渡っていることを示しているともいえましょう。活動の活性化は、平均的にいえば、8点とのことでしたが、個人差があり、中には10点満点の方もおられるとのことでした。多度津町では、この衛生推進者の中から毎年一名ずつ、希望者に衛生管理者の資格取得の機会を与えられるとのこと。これは、安全衛生人材の育成という点で参考にさせていただきたいことです。

規程第9条に産業医の選任と具体的な役割が、示されています。労働安全衛生規則第14条、第15条の規定に基づく業務はすべて盛り込まれ、他にも町長又は総括安全衛生管理者への勧告、衛生管理者への指導、助言なども明文化されています。評価は10点とのこと。

〒764-8501

香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

<https://www.town.tadotsu.kagawa.jp/>

人口 22,071人 (R6.1.1現在)

世帯数 10,622世帯

職員数 194人 (R5.4.1現在)

内訳 一般行政 110人

教育 28人

消防 34人

公営企業 22人

地に足の着いた多度津町職員安全衛生管理規程

多度津町の職員安全衛生管理規程は昭和60年6月に制定されました。その後改正され、現在は平成28年3月に示された規程第4号が適用されています。

この規程は5章で構成され、職員が理解しやすく、安全衛生関係者の誰もがすぐに実践に役立てることのできる内容になっています。以下にその骨子を示しました。

- 第1章 総則（趣旨、町長の責務、所属長の責務、職員の責務）
- 第2章 安全衛生管理計画に関する事項（安全衛生管理計画の樹立）
- 第3章 安全衛生管理体制に関する事項（総括安全衛生管理者、衛生管理者、衛生推進者、産業医、安全衛生委員会の設置、委員会の組織、委員会の業務、委員会の議長、委員会の招集、委員会の庶務、委員会の運営）
- 第4章 健康管理に関する事項（健康診断の実施、受診義務、健康診断の結果の報告等、健康診断結果の記録、健康診断結果について医師等からの意見聴取、指導区分の決定等、措置事項、健康診断の結果の通知等、保健指導、療養等の義務、秘密の保持）
- 第5章 雑則（適用の特例、補則）

三代にわたる「衛生管理者としての保健師の活動」とその功績

この度の安全衛生管理体制についての調査で、いろいろなことを学ばせていただきましたが、その中で、今後の安全衛生活動のあり方に数々の大きなヒントをいただきました。その一つが掲記のテーマです。

皆様ご存じのように、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）は昭和47年、今から51年前に制定されました。その時の健康課題の中心が職業性疾病の予防とそのための作業環境の改善がメインでしたので、その枠組みで安全衛生管理体制が構築され、時代の推移と共に健康課題の変化に合わせて、一部改正が行われてきましたが、固定的でフレキシビリティの少ない、つまりそれに対応する産業保健スタッフとしては、産業医と衛生管理者で対応するものとされてきました。

ところが、今では健康課題が大きく変化し、職域保健師の専門性が求められることが多くなってきました。例えば、昭和63年にはTHP（Total Health Promotion

Plan）での生活指導を担当する専門職として、指針ではありますが、保健師は衛生管理者としてではなく看護専門職としての職場の健康づくりに関わるようになったこと、平成8年の安衛法の改正では、その第66条に健康診断の事後措置を行う人材として、初めて保健師が安衛法上に明記されたことは、「相手を全人的にとらえ、相手の気持ちや生きがいを尊重し、その自助力に働きかけ、相手が自主的に健康的に生きていくことを支援する」といった看護の理念に基づいて活動する職域保健師の必要性を裏づけていると考えます。

現に多くの民間事業場では、早くから法的には衛生管理者との位置づけでも、看護専門職としての機能を求められてきました。最近になり、保健師は衛生管理者とは異なった専門性・独自性を発揮し、両者は協働者として活躍しているところが多くなっています。地方公共団体は、51年前に制定された固定的な安衛法に縛られてなかなか新進の事業が推進できないとの話を伺いますが、多度津町の活動を伺い、意識が変わりました。

例えば、メンタルヘルスでは、職域保健師は、セルフケア、ラインによるケアを支援し、教育研修企画・実施、職場環境の評価・改善など、幅広く携わっています。さらに平成26年の法改正で従業員50人以上の事業場にストレスチェックが義務づけられ、その担当者として、職域保健師が位置付けられました。多度津町では何と初代の職域保健師が平成4年からストレスチェックを実施しておられたとのこと、実に法制化の22年前にメンタルヘルスに対応しておられたことが分かります。

初代から三代までの「衛生管理者としての保健師」の活動を振り返ってみますと

初代「衛生管理者としての保健師」活動

（平成3年度から約7年）

この時代は、THP活動が盛んになり、心とからだの健康づくりが本格化された時代にあたります。この時、初代の衛生管理者としての保健師が選任されたことは大きな意義があると思います。法令に基づき、本来の衛生管理者としての仕事は果たしつつも、看護専門職としての仕事、例えば既述のストレスチェックの実施やVDT健診、腰痛・指曲がり健診の実施、医師による健康教育の開始、休憩時間のラジオ体操の放送、ノー残業デー推進、禁煙対策といったことなどが挙げられます。いずれも心身の健康づくり推進上、有用な取り組みで、看護専門職としてのきめ細やかさを感じます。多度津町の健康づくり、もっといえば安全衛生活動の基礎を築いていただいたと思います。

二代目「衛生管理者としての保健師」活動

(平成 10 年度から約 17 年)

2 代目は約 17 年間という長い時間、その職責を果たされました。初代からの引継ぎの前年に THP 指針が改正され、一層の心身の健康づくりが強化された時代でした。また、平成 10 年には第 9 次労働災害防止計画が開始され、事故防止についても関心の高い時期でもありました。そのため、健康づくりについては、初代が打ち立てられた方策に加えて、新しい施策として腰痛予防教室の開催、管理栄養士による健康相談の開始、歯科衛生士による健康教育の開始など、次々と健康づくりにとって効果の高い施策を打ち出し、それを実行されたとのこと、外部資源を活用してよりよい健康づくりを進めようとの意気込みが伝わってきます。安全についても、ヒヤリハットアンケートの実施、危険箇所のチェック、職場内の一斉整理を実施しておられ、「健康と安全は車の両輪」との考え方を具現化しておられます。禁煙対策については、重要な健康対策として、初代も取り組まれましたが、引継ぎの 2 年前の平成 8 年に「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が示されたことにより、より一層の強化がなされたとのことです。平成 16 年には庁舎内全面禁煙となりました。

三代目「衛生管理者としての保健師」活動

(平成 27 年度～現在まで、約 9 年間)

この度のインタビューに応じてくださったのが、3 代目の方です。

まず、感服しましたのは、初代、2 代目の保健師の施策を尊重し、しっかりと活用しておられるその姿勢です。属しておられる町長公室では、この安全衛生の仕事だけでなく、公室長補佐の役割を担っておられますので、極めて多忙な日々ですが、職員の健康と安全にはしっかりと対応しておられます。その源泉は何かと考えてみましたが、根本は職員への「愛情、つまり、一人一人の職員を大切に思う気持ちではないか」と感じた次第です。マルティン・ブーバーがいとし子を抱きしめている、あの温かい看護の心です。

ここでは、多くのことが述べられませんが、主な施策について改めて紹介させていただきます。

皆様、この三代にわたる「衛生管理者としての保健師」活動を如何思われましたか。それぞれの時代のニーズを把握するためのアンテナを高くし、外部資源も巻き込んで積極的な施策を講じ、それを次の代に引き継いで、さらに発展させておられること、また、職域保健師が真の活動をするためには、「石の上にも 10 年」といわれていますが、2 代目はもちろんのこと、初代・3 代目もほぼそれを満たしておられます。現代のような複雑な健康課題に対応するためには、画一的な支援ではなく、個別

性が求められますので、多度津町の職域保健師さんはそれができておられることが大きいのではないかと考えました。インタビューと一緒に応じてくださいました、所属長の町長公室長はもとより、歴代の町長公室長のご理解と見識がこの立派な安全衛生活動を支えてくださったことは、もちろんです。

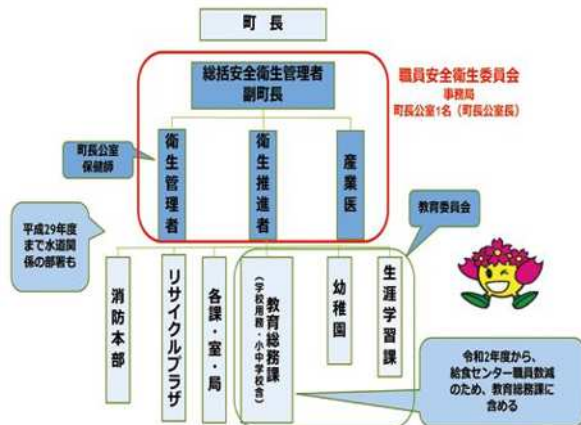
安全衛生委員会の運営に役立つ諸情報

(1) 安全衛生委員会の経緯

年月	主な調査・審議内容	委員会開催頻度
昭和 60 年 8 月	第 1 回安全衛生委員会開催	1 回 / 年
平成 3 年 6 月	初代「衛生管理者としての保健師」配置	1 回 / 2 か月
平成 7 年度	職場巡視開始	1 回 / 2 か月
平成 10 年度	・産業医選任 ・2 代目保健師への交代	平成 9 年度から 1 回 / 1 か月
平成 16 年度	庁舎内全面禁煙の実施	1 回 / 1 か月
平成 27 年度	・3 代目保健師への交代 ・心の健康づくり計画策定 ・職員安全衛生管理規程を現状に沿ったものにするため、全面改正	1 回 / 1 か月
平成 28 年度	安衛法に基づくストレスチェック開始	1 回 / 1 か月
平成 29 年度	毎月「ヒヤリハット報告」開始	1 回 / 1 か月
平成 30 年度	・心の健康づくり計画見直し ・10 月から毎月「超過勤務報告」開始	1 回 / 1 か月
令和元年度	情報誌（年 4 回）安全衛生委員へ回覧開始	1 回 / 1 か月
令和 2 年度	新型コロナウイルス感染症対策	1 回 / 1 か月
令和 3 年度	心の健康づくり計画見直し	1 回 / 1 か月
令和 4 年度	ノー残業デーを 2～3 か月毎に町長が呼びかけ	1 回 / 1 か月

当初、安全衛生委員会は 1 年に 1 回の開催でしたが、それが 2 か月に 1 回となり、平成 9 年度から法令通り 1 か月に 1 回の開催となっています。調査・審議内容も年度ごとに必要な事項が網羅され充実したものになっていることが分かります。多度津町のような良好事例でも、決して最初から理想通りではなく、地道な努力の跡が見えます。

(2) 組織図



総括安全衛生管理者の副町長のもとで衛生管理者としての保健師、各所属から選出され組合からの推薦も得た衛生推進者としての職員、そして産業医が構成メンバーとなり、事務局として町長公室長がその役を担っており、実にコンパクトな、必要にして十分な組織になっていること、各所属からの代表（衛生推進者）も参加しており、全職員が多度津町の安全衛生活動に参画するシステムになっていること、これらが多度津町の安全衛生活動を発展させる大きな力になっていると考えます。

(3) 安全衛生委員会の開催イメージ

多度津町の安全衛生委員会をイメージしていただくために、労働衛生週間の月である10月の委員会の様子を紹介しましょう。

13時～ 職場巡視

場所：多度津中学校

メンバー：産業医、保健師、衛生管理者資格取得の衛生推進者、衛生推進者3名（うち1名は教育総務課選出）

15時～ 職場安全衛生委員会

内容

1. 職場巡視報告

- (1) 前回の指摘事項の改善報告
- (2) 多度津中学校の巡視報告
- (3) 全国労働安全週間に合わせて危険箇所チェック
- (4) ヒヤリハット報告

2. 超過勤務報告

3. 定期健診と情報機器作業ガイドラインに沿った健康診断等について

4. 眼の健康

5. 休暇・休養制度

6. その他（乳がん月間、インフルエンザ予防接種、こころの健康づくり計画見直し等）

(4) 衛生管理者としての保健師の安全衛生委員会への想い

主なものを三つを挙げていただきました。

一つ目は、委員会内での報告や教育内容を各所属に持ち帰り周知してもらうことで、職場全体への水平展開を期待していること、二つ目は毎年同じ内容になることもあるが、「繰り返すこと」「伝え続けること」が大切であること、三つ目は衛生推進者である職員にメリットがあるようにすることのことです。

多度津町の心の健康づくり計画

安全衛生委員会の経緯でも記述しましたように、多度津町では平成27年に最初の心の健康づくり計画が作られました。その後何回か改正されていますので、ここでは令和4年3月の最新のものを紹介します。その骨子は以下の通りです。

I 計画の概要

1. 位置づけ 2. 計画の期間 3. 計画の対象 4. 計画の体系と推進体制 5. 計画の方向性

II 目標達成に向けた具体的な取り組み

III 個人のプライバシーおよび不利益扱いへの配慮

この計画は、本文は8ページですが、別添資料、参考資料を含めると45ページの充実したもので、まるで全職員の必携マニュアルのようです。安全衛生委員会でも度々取り上げられ、全職員に活動の方向性が周知されていることは多度津町のメンタルヘルス計画が実行されやすい状況にあると考えます。その効果は、分母の違いがありますので、単純には比較できませんが、全国の地方公共団体のメンタルヘルス関連長期病休者数（10万人率）と比べると、かなりよい状況を保っています。ここ数年の結果を記します。

メンタルヘルス関連長期病休者数（10万人率）の推移
(単位：人)

年度	H29	H30	R元	R2	R3
本町	990	319	0	680	1,678
全国	1,409.3	1,472.5	1,643.9	1,713.3	1,903.3

※全国の数値は「地方公務員健康状況等の現況」（一般財団法人 地方公務員推進協会）から抜粋

事例からの学び

多度津町の安全衛生活動から本文中のいたるところに貴重な学びを記させていただきました。中でも、安全衛生委員会を活用しての「安全と心身の健康についてよい風土づくり」をしておられること、安全衛生について熱意のある専門職が得られていること、その専門職の活動を理解し、協働してくださる事務職の存在などは特に印象に残ることでした。

(河野 啓子)